

いきいきハウジングリフォームについて

だれが利用できるの？

京都市内にお住まいで、次の①から④に全てに該当する方です。

- ① 住宅改造・・・身体障害者手帳1級～2級又は療育手帳A判定をお持ちの方
移動設備設置・・・四肢機能障害、両下肢機能障害又は片上下肢（片マヒ）機能障害で
身体障害者手帳1級をお持ちで移動が困難な方
- ② 原則として、施設や病院に入所・入院中でない方
- ③ 借家の場合、所有者（管理者）から承諾の得れる方
- ④ 生活保護世帯又はご本人及びご本人と同一世帯の方全員の現年度分の市町村民税所得割額の合計額が、23万5千円未満の世帯に属する方

どんなリフォームが対象になるの？

重度の障害のある方や介護される方の状況に配慮し、日常生活上のバリアを取り除いたり軽くしたりするリフォームが対象です。

費用はどれくらい助成してもらえるの？

リフォームに必要な額に助成率を乗じた額です。ただし、限度額の範囲内です（1,000円未満切り捨て）。助成は、原則として、1世帯につき1回に限ります。

(1) いきいきハウジングリフォームにのみ該当する方

いきいきハウジングリフォーム			
世帯区分	助成率	助成限度額 (住宅改造)	助成限度額 (移動設備)
生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	4/4	50万円	65万円
市町村民税所得割課税（235,000円未満）世帯	3/4	40万円	50万円

(2) いきいきハウジングリフォームと、介護保険または日常生活用具の住宅改修の療法に該当する方

限度額		+	いきいきハウジングリフォーム		
			世帯区分	助成率	助成限度額 (住宅改造)
介護保険の住宅改修	20万円 (1割負担)		生活保護世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	4/4	30万円
日常生活用具の住宅改修	20万円 (原則1割負担)		市町村民税所得割課税（235,000円未満）世帯	3/4	20万円

※介護保険と日常生活用具の両方の給付用件を備える方は、介護保険が優先されます。

※日常生活用具の住宅改修の対象者は、下肢または体幹機能障害1～3級の方です。

※移動設備設置については（1）の表のみの適用となります。

※申請する月が4月から6月までの場合は、前年度分の市町村民税所得割額が対象となります。